

第 4

資 料 編

目 次

1	県立学校一覧.....	4 - 2
2	県立学校の学校数、学級数、生徒数及び教職員数等の推移.....	4 - 4
3	人件費の推移.....	4 - 9
4	公立高校教員の年齢構成の推移.....	4 - 11
5	群馬県公立学校職員（特に高等学校及び特殊教育諸学校）の給与について.....	4 - 12
6	指名競争入札の落札率の推移.....	4 - 21

1 県立学校一覧

(1) 県立高等学校一覧(平成 18 年 3 月 31 日現在)

No	学校名	全日		定時		通信		合計	
		教職員数	生徒数	教職員数	生徒数	教職員数	生徒数	教職員数	生徒数
1	前橋高校	66	959					66	959
2	前橋南高校	54	715					54	715
3	前橋東高校	59	721					59	721
4	前橋西高校	56	707					56	707
5	前橋女子高校	63	964					63	964
6	勢多農林高校	78	694					78	694
7	前橋工業高校	93	805	25	99			118	904
8	前橋商業高校	75	956					75	956
9	前橋東商業高校	41	329					41	329
10	高崎高校	67	959			11	667	78	1,626
11	中央高校	56	757					56	757
12	高崎東高校	52	714					52	714
13	高崎女子高校	62	963					62	963
14	高崎工業高校	99	897	40	145			139	1,042
15	高崎商業高校	71	940	8	33			79	973
16	桐生高校	63	835					63	835
17	桐生南高校	39	478					39	478
18	桐生西高校	43	528					43	528
19	桐生女子高校	53	723			11	506	64	1,229
20	桐生工業高校	76	671	11	59			87	730
21	伊勢崎東高校	47	556					47	556
22	伊勢崎高校	24	320					24	320
23	伊勢崎清明高校	57	717					57	717
24	境高校	22	87					22	87
25	伊勢崎興陽高校	54	426					54	426
26	伊勢崎工業高校	74	698	13	99			87	797
27	伊勢崎商業高校	61	795					61	795
28	太田高校	58	836	7	56			65	892
29	太田東高校	52	717					52	717
30	太田女子高校	50	718					50	718
31	太田西女子高校	31	181					31	181
32	太田工業高校	65	585					65	585
33	新田暁高校	60	499					60	499
34	沼田高校	50	674	10	62			60	736
35	尾瀬高校	36	207					36	207
36	沼田女子高校	54	692					54	692
37	利根実業高校	70	516					70	516
38	館林高校	55	709	8	55			63	764
39	館林女子高校	52	718					52	718
40	渋川高校	50	680					50	680
41	渋川青翠高校	57	590					57	590
42	渋川女子高校	52	680					52	680
43	渋川工業高校	61	525	10	61			71	586
44	藤岡高校	29	243	10	46			39	289
45	藤岡中央高校	20	202					20	202
46	藤岡女子高校	29	212					29	212
47	藤岡北高校	50	450					50	450
48	藤岡工業高校	57	423					57	423
49	富岡高校	46	602	7	61			53	663
50	富岡東高校	42	548					42	548
51	富岡実業高校	53	478					53	478
52	安中高校	34	294	7	36			41	330
53	安中実業高校	51	322					51	322
54	榛名高校	33	263					33	263
55	高崎北高校	58	714					58	714
56	吉井高校	54	594					54	594
57	万場高校	30	158					30	158
58	下仁田高校	28	223					28	223
59	松井田高校	28	219					28	219
60	中之条高校	56	533					56	533

No	学校名	全日		定時		通信		合計	
		教職員数	生徒数	教職員数	生徒数	教職員数	生徒数	教職員数	生徒数
61	吾妻高校	44	482					44	482
62	長野原高校	33	174					33	174
63	孺恋高校	31	163					31	163
64	玉村高校	33	323					33	323
65	大間々高校	40	334					40	334
66	板倉高校	31	193					31	193
67	館林商工高校	65	597					65	597
68	邑楽高校	56	694					56	694
69	大泉高校	51	451					51	451
70	前橋清陵高校			50	471	12	712	62	1,183
71	太田フレックス高校			26	188	8	81	34	269
	合計	3,540	38,330	232	1,471	42	1,966	3,814	41,767

(2) 特殊教育諸学校一覧(平成 18 年 3 月 31 日現在)

	種類	学校名	教職員数	生徒数					
				幼	小	中	高	計	
1	盲	盲学校	77	2	13	8	31	54	
2	聾	聾学校	90	24	17	16	38	95	
3	養護	前橋高等養護学校	52	-	-	-	96	96	
4	養護	赤城養護学校	本校	52	-	6	9	12	27
			群馬中央総合病院		-	4	0	-	4
			藤岡総合病院分教		-	0	2	-	2
			富岡総合病院分教		-	1	2	-	3
			日赤分校	9	-	3	1	-	4
			桐生分校	8	-	5	1	-	6
			伊勢崎分校	9	-	3	1	-	4
			小児医療センター	9	-	2	4	-	6
		計	87	-	24	20	12	56	
5	養護	みやま養護学校	109	-	28	33	66	127	
6	養護	高崎養護学校	51	-	-	-	109	109	
7	養護	あさひ養護学校	95	-	46	33	33	112	
8	養護	太田高等養護学校	56	-	-	-	120	120	
9	養護	榛名養護学校	本校	112	-	40	34	73	147
			沼田分校	19	-	20	6	-	26
			計	131	-	60	40	73	173
10	養護	二葉養護学校	100	-	81	56	-	137	
11	養護	二葉高等養護学校	59	-	-	-	60	60	
12	養護	渡良瀬養護学校	本校	98	-	57	23	76	156
			しろがね分校	41	-	6	10	33	49
			計	139	-	63	33	109	205
		合計	1,046	26	332	239	747	1,344	

2 県立学校の学校数、学級数、生徒数及び教職員数等の推移

(1) 学校数、学級数及び生徒数の推移

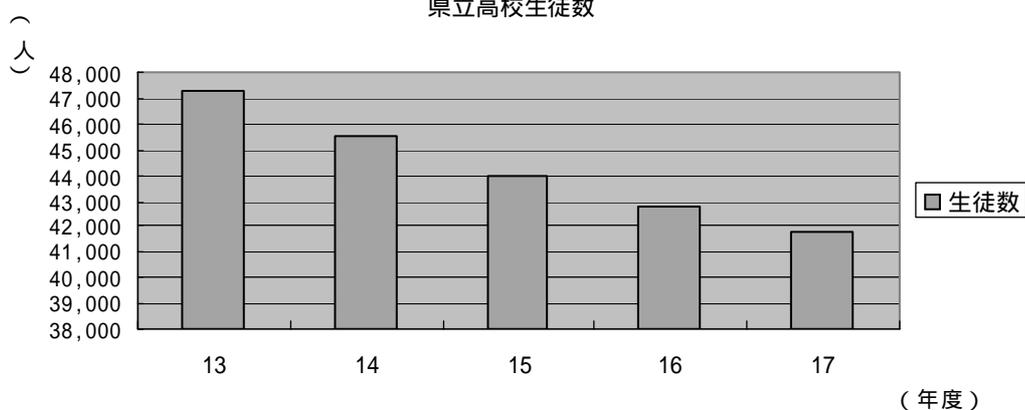
県立高校及び特殊教育諸学校の学校数等の過去5年間の推移は以下のとおりである。

県立高校

(各年度5月1日現在)

区分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
学校数					
全日制	67	67	67	67	69
定時制	15	14	13	13	14
通信制	3	3	3	3	4
学級数	(1,213)	(1,166)	(1,127)	(1,105)	(1,082)
全日制	1,132	1,088	1,051	1,029	1,001
定時制	81	78	76	76	81
生徒数	(47,318)	(45,525)	(43,950)	(42,815)	(41,770)
全日制	43,757	41,909	40,460	39,505	38,333
定時制	1,433	1,386	1,315	1,301	1,471
通信制	2,128	2,230	2,175	2,009	1,966

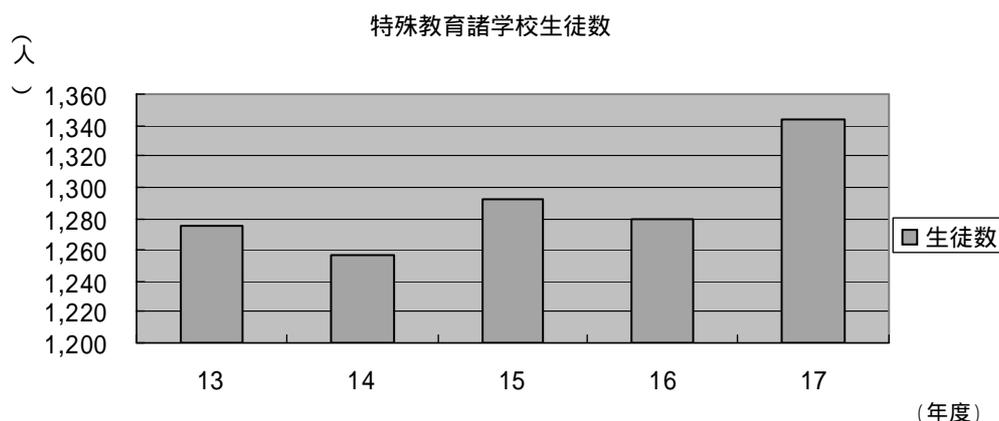
県立高校生徒数



特殊教育諸学校

(各年度5月1日現在)

区分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
学校数	11	11	12	12	12
学級数	378	375	371	366	374
生徒数	1,276	1,256	1,292	1,280	1,344



学校数については、県立高校は平成 17 年度では全日制 69 校、定時制 14 校、通信制 4 校である。特殊教育諸学校は平成 17 年度では 12 校である。

学級数については、生徒数の減少と連動して年々減少傾向にある。県立高校は平成 17 年度では 1,082 学級と、平成 13 年度の 1,213 学級に比較し 131 学級 (10.7%) 減少している。特殊教育諸学校は平成 17 年度では 374 学級と、平成 13 年度の 378 級に比較し 4 学級 (1.1%) 減少している。

生徒数については、県立高校は年々減少傾向にあり、平成 17 年度では 41,770 人と、平成 13 年度の 47,318 人に比較し 5,548 人 (11.7%) 減少している。これは、県内出生数の減少によるものである。これに対して特殊教育諸学校は平成 17 年度では 1,344 人と、平成 13 年度の 1,276 人に比較し 68 人 (5.3%) 増加している。

(2) 教職員数の推移

県立高校及び特殊教育諸学校の教職員数の過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

県立高校

(各年度 5 月 1 日現在)

区分	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
配当数	(3,936)	(3,884)	(3,847)	(3,828)	(3,814)
教職員等	3,431	3,383	3,350	3,329	3,316
事務職員	359	355	351	353	352
公 仕 等	146	146	146	146	146
決定数	(3,960)	(3,837)	(3,780)	(3,768)	(3,750)
条例定数	(4,002)	(3,930)	(3,891)	(3,877)	(3,870)
教職員等	3,481	3,415	3,380	3,367	3,361
事務職員	370	364	360	359	358
公 仕 等	151	151	151	151	151

特殊教育諸学校

(各年度5月1日現在)

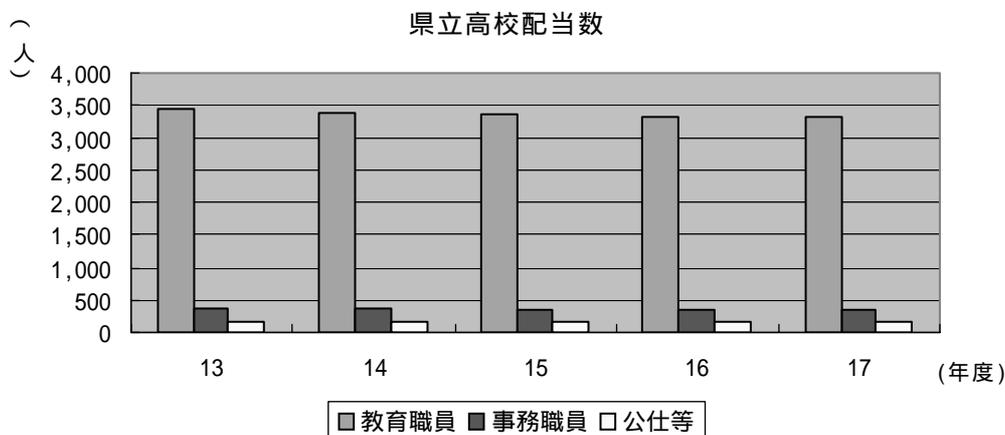
区分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
配当数	(1,252)	(1,241)	(1,285)	(1,285)	(1,296)
教職員等	1,122	1,139	1,154	1,153	1,166
事務職員	56	56	56	57	57
公仕等	74	76	75	75	73
決定数	(1,282)	(1,289)	(1,323)	(1,363)	(1,361)
条例定数	(1,285)	(1,338)	(1,332)	(1,348)	(1,361)
教職員等	1,151	1,203	1,198	1,213	1,226
事務職員	56	56	56	57	57
公仕等	78	79	78	78	78

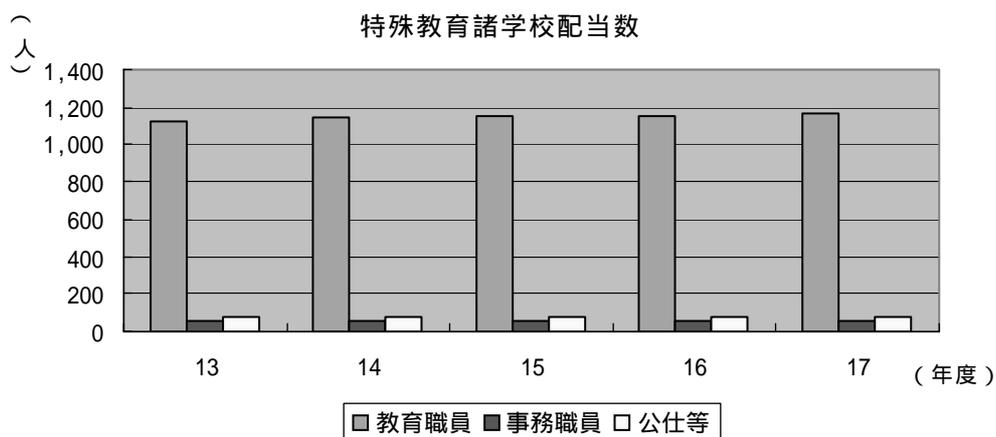
注1 校長・教諭等、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員は、「群馬県立学校職員定数条例」(昭和31年条例第37号、以下「定数条例」という)上は、教育職員に区分されている。

注2 法定数は「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(昭和36年法律第188号、以下「高校標準法」という)により算定した。

注3 法定数積算の対象は、教育職員(校長・教諭等、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員)及び事務職員である。なお、特殊教育諸学校の場合は、公仕等の内小中学部の栄養職員を含む。

注4 公仕等には、栄養職員及び公仕を含む。





県立学校については、生徒数の減少に比例して、配当数、法定数、条例定数すべて年々減少している。平成 17 年度配当数は 3,814 人と、平成 13 年度の 3,936 人に比較し 122 人 (3.0%) 減少している。また、5 年間とも配当数は法令数、条例定数を下回っている。

特殊教育諸学校については、配当数、法定数、条例定数すべて年々増加している。平成 17 年度配当数は 1,296 人と、平成 13 年度の 1,252 人と比較し 44 人 (3.5%) 増加している。また、5 年間とも配当数は法定数、条例定数を下回っている。

(定数管理について)

公立学校の教育活動を適正に行うためには、適正な一定数の教職員が配置される必要があり、この一定の人数を「定数」という。

公立学校の教職員の定数については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和 31 年法律第 162 号) 第 31 条第 3 項で「公立学校の教職員の定数は、学校を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。」とされ、同法第 41 条第 1 項では「県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。」とされている。これらの定数については「高校標準法」でその標準について必要な事項が定められている。

群馬県の公立学校の教職員の定数に関しては「群馬県立学校職員定数条例」(昭和 31 年条例第 37 号。以下、「定数条例」という)が定められている。

教育委員会学校人事課では「定数条例」で定められた定数を上回らないように、毎年度学校毎に定数を定めて管理しており、その範囲で適正な人員配置を行っている。

特に考慮する内容等は以下のとおりである。

生徒数の増減に伴う学級の増減 (高校教育課の調査・方針決定による)

学校の統廃合 (同上)

統廃合による新設校の内容によっては、例えば特徴のある学科を作ると教員数は一概には減らない。

新しい取り組みに対する人数増の要因

(参考)地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第31条(教育機関の職員)

第3項 前2項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

第41条(県費負担教職員の定数)

県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

3 人件費の推移

県立高校及び特殊教育諸学校の人件費の過去5年間の推移は以下のとおりである。

県立高校

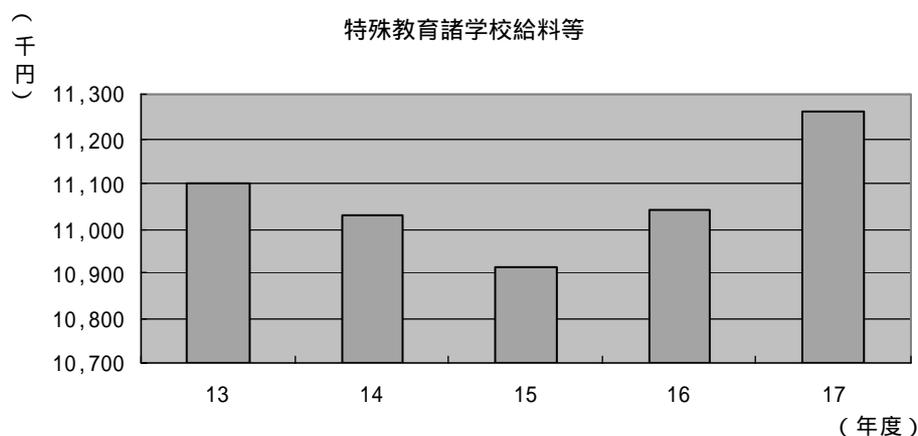
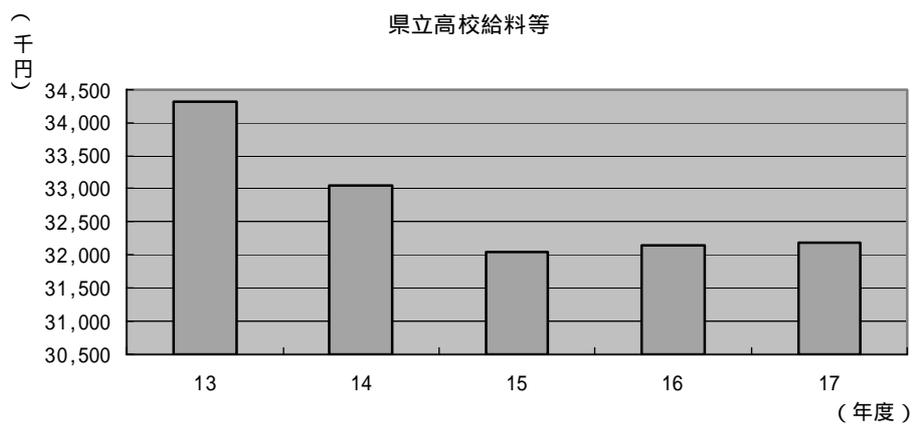
決算額（単位：千円）

区分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
給料等	34,314,368	33,047,784	32,045,354	32,148,783	32,192,334
(同上1人当り)	(8,718)	(8,508)	(8,329)	(8,398)	(8,440)
退職金	4,217,267	3,928,535	3,155,938	3,472,266	2,740,999
計	38,531,635	36,976,319	35,201,292	35,621,049	34,933,333

特殊教育諸学校

決算額（単位：千円）

区分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
給料等	11,099,591	11,029,558	10,913,418	11,041,265	11,257,740
(同上1人当り)	(8,865)	(8,677)	(8,492)	(8,639)	(8,760)
退職金	928,557	808,654	809,511	485,442	729,533
計	12,028,148	11,838,213	11,722,929	11,526,707	11,987,273



資料編

県立高校については、教職員数の減少に比例して、年々減少している。平成 17 年度給料等は 32,192 百万円と、平成 13 年度の 34,314 百万円に比較し 2,122 百万円 (6.1%) 減少、平成 17 年度 1 人当り給料等は 8,440 千円と、平成 13 年度の 8,718 千円に比較し 278 千円 (3.1%) 減少、平成 17 年度給料等と退職金の計は 34,933 百万円と、平成 13 年度の 38,531 百万円に比較し 3,598 百万円 (9.3%) 減少している。

特殊教育諸学校については、教職員数が増加していることにより若干増加している。平成 17 年度給料等は 11,257 百万円と、平成 13 年度の 11,099 百万円に比較し 158 百万円 (1.4%) 増加、平成 17 年度 1 人当り給料等は 8,760 千円と、平成 13 年度の 8,865 千円に比較し 105 千円 (1.1%) 減少、平成 17 年度給料等と退職金の計は 11,987 百万円と、平成 13 年度の 12,028 百万円に比較し 41 百万円 (0.3%) 減少している。

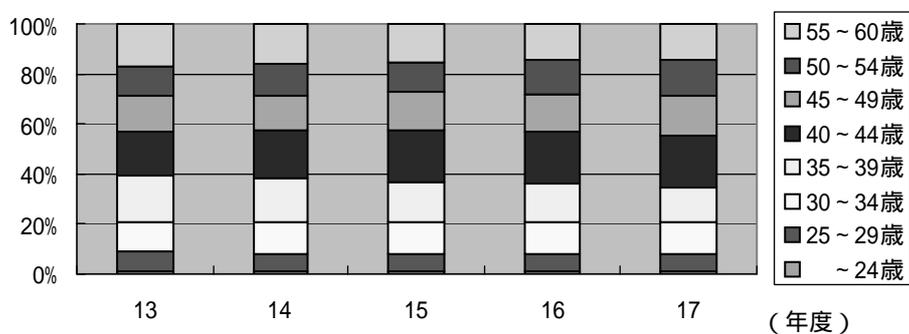
4 公立高校教員の年齢構成の推移

公立高校教員の年齢構成の過去5年間の推移は以下のとおりである。

(各年度末日現在) (単位:人)

区分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
～24歳	18	24	29	24	19
25～29歳	255	219	212	225	229
30～34歳	405	416	415	415	397
35～39歳	601	562	502	456	426
40～44歳	563	601	652	662	637
45～49歳	458	441	470	479	514
50～54歳	404	410	402	425	448
55～60歳	537	498	467	456	445
合計	3,241	3,171	3,149	3,142	3,115
平均年齢	43.15歳	43.10歳	43.05歳	43.15歳	43.31歳
男女比:男	78.9%	78.5%	78.1%	78.0%	77.8%
男女比:女	21.1%	21.5%	21.9%	22.0%	22.2%

注1:人数は県立・市立、全日制・定時制・通信制を含む。



5年間で平均年齢43.15歳から43.31歳とほとんど変化がない。これは、採用を一定数確保してならして行ってきたこと、退職勧奨について50歳以上から40歳以上に対象年齢が引き下げられたこと等によって維持されたものと思われる。男女比については5年間で1.1%ほど女性の割合が増加している。

5 群馬県公立学校職員(特に高等学校及び特殊教育諸学校)の給与について

(1) 給与体系について

公立学校職員は地方公務員であり、給与、勤務時間その他の勤務条件については地方公務員法及び地方自治法の規定が適用される。給与は、職員の職務の種類と責任の度に応じた基本給与としての給料と、これを補完する諸手当から構成されている。

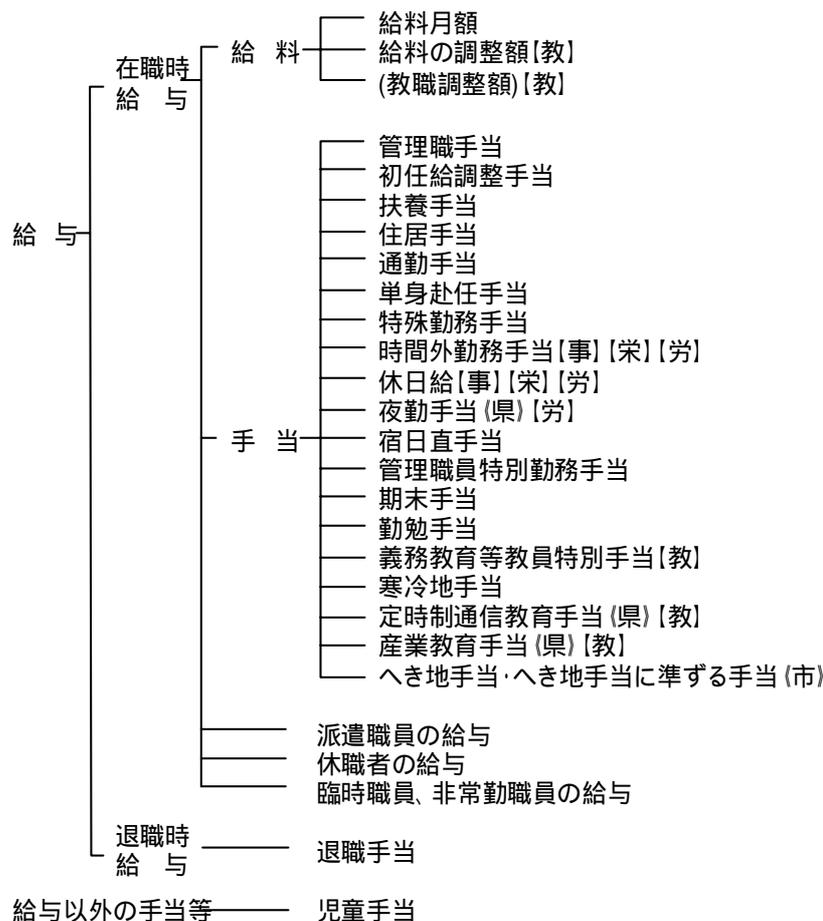
群馬県公立学校職員の給与体系は次図に掲げたとおりである。

なお、諸手当の性格から分類すると次のようになる。

生活的手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、寒冷地手当、へき地手当(準ずる手当)
職務的手当	管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当

また、寒冷地手当やへき地手当(準ずる手当)を地域給手当、期末手当及び勤勉手当を特別給という場合もある。

〔公立学校職員の給与体系〕



注 1 《県》は県立教職員、《市》は市町村立学校職員についてのみ適用されることを示す。

- 2 【教】は教職員、【事】は事務職員、【栄】は学校栄養職員、【労】は労務職員についてのみ適用されることを示す。

(2) 給与の概要について

給与の基本概念

給与は公務員の労務の対価として支払われる金銭その他の有価物である。地方公共団体は、常勤の職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならないが、また、諸手当を支給することができる。その支給方法は条例で定めなければならない（地方自治法第204条）。

給料表の適切性については、人事委員会は、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとしている（地方公務員法第26条）。

給与の支払

給与は法律又は条例により特に認められた場合を除き、現金で全額を毎月一定期日（支給定日）に直接その学校職員に支払わなければならない（群馬県公立学校職員の給与に関する条例第3条。以下、「給与条例」という。）。しかし、給与支払事務の簡素合理化を目的とし、職員の便宜を図るため、職員の意思に基づき、職員が指定する本人名義の預金口座に振り込まれること等を条件として給与の口座振込をすることができる（給与条例第29条）。

退職者等の給与

退職者は、身分を保有するが、職務に従事しないため、本来、給与は支給されないものであるが、生活保障的な観点から、次のア～ウの退職者に限り、一定期間、給与の一部又は全部が支給される。これらの給与を退職給という（給与条例第26条等）。

- ア．心身の故障による退職者（心身の故障の原因及び内容により支給期間が異なる。普通疾病による私傷病退職の場合は、最初の1年のみ）
- イ．公務上又は通勤上の災害による行方不明者
- ウ．刑事事件による退職者

(3) 給料について

給料は「給料月額」（給与条例第5条）「給料の調整額」（給与条例第11条第1項）及び「教職調整額」（給与条例第1条、群馬県義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条）よりなる。

「給料月額」

「給料月額」は給料表に定められた給料月額である。給料表は高等学校等教育職給

料表（別表第一）、小学校中学校教育職給料表（別表第一の二）、栄養職給料表（別表第二）及び事務職給料表（別表第三）からなる。

給料表については人確法が制定され、同法第3条では「義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。」と規定しており、人事院もこの法律を考慮して学校職員を優遇した給料表を勧告している。各県でもこれに基づいて条例等が制定されており人事委員会もこれを考慮して給料表を作成している。全国的に調査した結果、この規定を適用し県の行政職員と学校職員の給料表について別の条例で規定している地方公共団体は21都道県であった。残りの26府県は県の行政職員と学校職員の給料表については同一の条例で規定している。群馬県は県の行政職員と学校職員の給料表につき別の条例で規定している。

「給料の調整額」

「給料の調整額」は、その職の有する勤務条件が、その職と同じ職務の級に属する他の職の諸条件と比較した場合に著しく特殊である職について、同一給料では不均衡であると認められる場合に、その特殊性に基づき、その給料月額のほか調整給として給料月額の25/100を超えない範囲内で支給するものである（給与条例第11条第1項）。給料の調整額は、給料に含まれるので給料を基礎として計算する諸手当や退職者の給与計算の基礎とされ、退職手当や退職年金の計算の基礎にもなる。また、給料の減額及び減給の対象となる。ただし管理職手当の基礎にはならない。

支給範囲及び支給額は以下のとおりである（小学校・中学校を除く）。

勤務場所	学校職員	調整数
盲学校 聾学校 養護学校	校長及び教頭（教育委員会の定める者に限る。） 教諭、助教諭及び講師（特殊教育に直接従事することを本務とする者に限る。） 養護教諭、養護助教諭、主任実習助手、実習助手、主任寮母、主任寮護、寮母及び寮護	2
	上覧に掲げる者を除く教頭、教諭、助教諭及び講師	1

支給額 = 調整基本額 × 調整数

「教職調整額」

「教職調整額」は、給与条例第1条、群馬県義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条に基づき支給されるものである。支給対象は高等学校等教育職給料表又は小学校中学校教育職給料表の適用を受ける教育職員のうち、職務の級が2級又は1級であるものである。

教員については、その職務と勤務態様の特殊性から時間外勤務手当の支給がなじま

ず、労働基準法の割増賃金の規定を適用除外しているため、正規の勤務時間の内外を問わず、包括的に評価して、給料相当の性格を有する教職調整額を支給している。教職調整額は、給料に含まれるので給料を基礎として計算する諸手当や休職者の給与計算の基礎とされ、退職手当の基礎にもなる。昭和 47 年より制度化されている。

支給額は以下のとおりである。

$$\text{支給額} = \text{給料月額} \times 4/100$$

(4) 諸手当について

手当は、基本給与を補完する形で学校職員の勤務実態や諸状況に応じて支給されるものである。諸手当の名称及び性格・支給対象及び支給範囲・支給額については以下のとおりである。

手当の名称	手当の性格	支給対象及び支給範囲	支給額
管理職手当	職務の困難、責任、自主的な判断の時間外勤務等の特殊性に対し支給される。	管理・監督の地位にある学校職員のうち教育委員会規則で定めるものに支給される。	給料月額×支給率 (支給率：100分の16の範囲内)
初任給調整手当	要特殊専門知識、且つ特別事情を有する職に採用された学校職員に支給される。	現在は該当する職がないため支給されていない。	
扶養手当	生計費の補給、生活給的な性格を有する手当である。	扶養親族のある学校職員に支給される	配偶者：1万3千円 その他の扶養者：最高支給限度額1万1千円とし各区分に分けられる。
住居手当	住宅を借り受けている学校職員の住居費用を補給し、または自宅に居住し世帯主である学校職員の住宅の維持費を補給しまた生活給的な性格を有する手当である。	自ら居住するための住宅（借間を含む）を借り受けてこれに居住し、12,000円を超える家賃を支払っている学校職員及び自己の住宅に居住し世帯主である学校職員等に支給する。	借家の場合、月額2万7千円を最高支給限度額として支給される。 持家で世帯主の場合、月額4千500円が支給される。
通勤手当	通勤経費の補助を目的とする実費弁償に近い性格を有する手当である。	通勤のため、交通機関等の運賃負担もしくは自動車等を使用・併用することを常例とする学校職員に支給される。 交通機関等利用者 自動車等使用者 併用者	・交通機関等利用者は運賃等相当額（全額）。 ・自動車等使用者は交通用具の種類別・距離段階別に定めた定額。 ・併用者は運賃等相当額（全額）+自動車等の用具

資料編

手当の名称	手当の性格	支給対象及び支給範囲	支給額
			等別定額。
単身赴任手当	単身赴任に伴う二重生活による経済的負担の軽減、家族間のコミュニケーション不足の緩和を目的とする生活給的な性格を有する手当である。	勤務学校の異動、移転に伴い、学校職員が住居の移転、事情により同居配偶者と別居し通勤する学校に通勤することが困難と認められる、単身で生活することを常況とする学校職員に支給される。	2万3千円+加算額 加算額:最高支給限度額を4万5千円とし、留守家族の住居までの経路の長さに応じた当該各号の額
特殊勤務手当	著しく危険・不快・不健康な勤務、その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、且つその特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められた学校職員に勤務の特殊性に応じて支給される手当である。	県立学校職員の特殊勤務手当は部活動指導業務手当、修学旅行等指導業務手当等14種類に及ぶ。	種類により月額、日額、時間及び回数を単位として定額で定められている
時間外勤務手当	正規の勤務時間を越えて勤務することを命ぜられた学校職員に支給される。	正規の勤務時間を越えて勤務することを命ぜられた学校職員に支給される。	時間外勤務1時間あたりの給与額×時間外勤務時間数
休日給	祝日法による休日及び年未年始の休日並びにこれらに準ずる日における正規の勤務時間中に勤務した学校職員に対し支給される。		休日勤務1時間当たりの給与額×正規の勤務時間中に勤務した全時間
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した学校職員に支給される。	勤務した深夜の時間に対して支給される。	深夜勤務1時間当たりの給与額×深夜勤務時間数
宿日直手当	命令により宿日直勤務を行なった学校職員に支給される。	正規の勤務時間以外に宿日直等の勤務をした学校職員に支給される。	正規の勤務時間以外の時間及び休日において断続的な勤務を行なった学校職員
管理職員特別勤務手当	管理・監督の地位にある学校職員のうち教育委員会規則に定めるものに支給される。	管理職手当と同じ。	最高支給限度額を1万8千円とし、職務6種に区分し支給
期末手当	民間における賞与等の特別給	在籍期間に応じて支給	基準日現在において受け

手当の名称	手当の性格	支給対象及び支給範囲	支給額
	のうち、いわゆる一律支給分（又は期末一時金）に相当する給与である。	生活給的な性格を有する手当である。 基準日に在籍する学校職員に支給される。	るべき給与月額×期別支給割合×在職期間別支給割合
勤 勉 手 当	民間における賞与のうち成績査定分に相当する給与である。	各学校職員の勤務成績に応じて支給される手当である。 基準日に在籍する学校職員に支給される。	基準日現在において受けるべき給与月額×期間率×成績率
義 務 教 育 等 教員特別手当	教員人材確保法の趣旨にもとづく手当である。 義務教育諸学校等の教育職員に支給される。	義務教育書学校に勤務する教育職員に対し支給される。	最高支給限度額を2万400円とし、小学校中学校教育職給料表又は高等学校教育職給料表の適用を受けるものについて、給料表・職務の級・号給ごとに定められた定額を月額として支給する。
寒 冷 地 手 当	寒冷積雪のため暖地在勤職員に対して生計費が暖房用燃料費等の面で著しく増加する実情に対し支給される。	基準日に支給地域に在勤するものである。	世帯主の別・扶養家族の有無による定額
定 時 制 通 信 教 育 手 当	職務の複雑困難性にかんがみ、その職務に従事することが出来るようにするため、人材確保及び教育振興の見地により支給される。	高等学校の定時制または通信制課程において本務として校長及び教育職員に支給される。	（給料月額＋給料の調整額）×10/100 管理職手当受給者の場合、掛け率は8/100である。
産 業 教 育 手 当	産業教育の特殊性にかんがみ、人材確保及び産業教育振興の見地により支給される。	農業・工業に関する課程を置く高等学校において実習を伴う科目を担当する教育職員に支給される。	（給料月額＋給料の調整額）×10/100 定通手当受給者の場合、掛け率は6/100
へき地手当等	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等に所在する小・中学校及び共同調理場等に勤務する学	へき地手当は、へき地学校等に勤務する学校職員に対し支給される。また、へき地手当に準ずる手当は、へき地学校に赴任し	へき地学校等 給料月額＋給料の調整額＋扶養手当＋教職調整額）×支給割合

資料編

手当の名称	手当の性格	支給対象及び支給範囲	支給額
	校職員に支給される。	たことに伴い住居の移転をした職員に一定期間支給される。	支給割合 5 段階に区分し 25/100 を上限とする。 へき地に準ずる学校等 給料月額 + 給料の調整額 + 扶養手当 + 教職調整額) × 4/100

諸手当の根拠条例等及び全日制高校、定時制高校、盲聾学校、養護学校の合計額の平成 15 年度、平成 16 年度、平成 17 年度の決算額は以下のとおりである。

〔諸手当の根拠となる条例及び平成 15・16・17 年度決算額〕

(単位：千円)

手当等の名称	条例等	決算額		
		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
管理職手当	給与条例 11 条の 2	184,502	182,975	185,807
初任給調整手当	給与条例 11 条の 3	0	0	0
扶養手当	給与条例 14 条	635,405	628,327	613,714
住居手当	給与条例 15 条の 2	376,163	376,389	379,596
通勤手当	給与条例 16 条	476,425	474,740	498,766
単身赴任手当	給与条例 16 条の 2	0	0	276
特殊勤務手当	県立条例 17 条	123,260	134,223	132,566
時間外勤務手当	給与条例(県)20 条(市)19 条	42,036	49,271	44,681
休日給	給与条例(県)21 条(市)20 条	67	124	68
夜勤手当	県立条例 21 条の 2	0	0	0
宿日直手当	給与条例(県)22 条(市)21 条	24,360	23,125	24,006
管理職員 特別勤務手当	給与条例(県)22 条の 2(市)21 条の 2	0	0	24
期末手当	給与条例(県)23 条 1 項(市)22 条 1 項 支給規則 43 条	6,246,844	6,439,042	6,500,870
勤勉手当	給与条例(県)24 条 1 項(市)23 条 1 項 支給規則 44 条	3,005,889	2,988,543	3,008,994
義務教育等 教員特別手当	教育人材確保法 給与条例(県)24 条 3 項(市)23 条 3 項	695,861	697,848	701,791
寒冷地手当	給与条例(県)25 条 1 項(市)24 条 1 項	19,616	18,359	17,943
定時制通信	県立条例 25 条の 2	119,484	117,483	130,441

手当等の名称	条例等	決算額		
		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
教育手当	定通振興法 5 条、6 条			
産業教育手当	県立条例 25 条 3 第 1 項 産業教育振興法 5 条 産教手当法 1 条	263,925	262,266	258,695
へき地手当 へき地手当に 準ずる手当	へき地教育振興法 5 条の 2 給与条例第 17 条の 2 第 1 項 給与条例第 17 条の 3 第 1 項	143,342	125,848	118,322
合計		12,357,186	12,518,569	12,616,566

(5) 教職員退職手当について

概況

教職員の退職手当は、公立学校職員退職手当支給条例に基づき退職した者に支給する。

退職手当は勤続報償を基本的な性格として、退職時の給料月額に勤続年数別、退職理由別の支給割合を乗じて算定される。このため、職員の側に在職中の功績を抹消するような非違行為があった場合は退職手当は支給されない。

退職理由の主なものに、定年退職・勸奨退職・死亡退職・傷病退職・自己都合退職・整理退職・懲戒免職等がある。

定年退職者等に対する割増率の引き下げ

適用年月日	平成 16 年 2 月 28 日まで	平成 16 年 3 月 1 日から	平成 17 年 3 月 1 日から
割増率	110/100	107/100	104/100

勸奨退職者の特例措置

50 歳以上勤続 25 年以上勸奨退職者の退職手当算定上の基礎給料月額は、定年年齢との年齢差 1 歳ごとに 2% 割増されるが、さらに次のような上乘せ措置を行い勸奨退職の推進を図る。

適用区分等	平成 16 年 3 月 1 日 ~ 平成 16 年 3 月 31 日 (実施済)	平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 17 年 3 月 1 日 (実施済)	平成 17 年 11 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 1 日 (実施済)
対象者 及び割増率	5 条の 2 適用者 50 ~ 59 歳 一律 5%	5 条の 2 適用者 50 ~ 59 歳 一律 3%	5 条の 2 適用者 のうち 55 ~ 58 歳 5%

〔教職者全体の退職手当の平成 15・16・17 年度決算額〕（単位：千円）

資料編

区分	決算額		
	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
定 年 退 職	6,395,842	6,576,386	5,096,788
勸 奨 退 職	2,964,055	3,278,534	4,343,627
普通退職(正規職員)	141,295	158,380	279,242
死 亡 退 職	258,682	187,566	182,760
臨時的任用職員	212,140	192,931	198,158
小計	9,972,014	10,393,797	10,100,575
失業者の退職手当	4,193	4,541	2,112
合計	9,976,207	10,398,338	10,102,687

6 指名競争入札の落札率の推移

監査対象機関の過去3年度の指名競争入札における落札率の状況は以下のとおりである。

なお、落札率は落札金額を予定価格で割ったものである。

(1) 県立学校

前橋女子高校

(単位：件)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
60%以上 70%未満	0	1	0	1
90%以上 95%未満	0	0	1	1
合計	0	1	1	2
平均落札率	-	65.5%	94.1%	79.8%

勢多農林高校

(単位：件)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
60%以上 70%未満	1	0	0	1
70%以上 80%未満	0	1	1	2
80%以上 90%未満	0	0	2	2
95%以上 100%未満	1	0	2	3
合計	2	1	5	8
平均落札率	80.8%	74.8%	91.2%	87.0%

前橋工業高校

(単位：件)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
50%未満	0	1	0	1
50%以上 60%未満	0	2	0	2
60%以上 70%未満	0	3	0	3
70%以上 80%未満	0	1	0	1
80%以上 90%未満	1	5	0	6
90%以上 95%未満	0	9	1	10
95%以上 100%未満	1	28	2	31
100%	0	5	0	5
合計	2	54	3	59
平均落札率	94.0%	91.8%	96.4%	92.1%

高崎商業高校

(単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
70%以上 80%未満	0	0	1	1
80%以上 90%未満	0	0	1	1
90%以上 95%未満	2	0	0	2
95%以上 100%未満	0	1	0	1
合計	2	1	2	5
平均落札率	93.6%	95.7%	84.8%	90.5%

新田暁高校

(単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
60%以上 70%未満	1	0	0	1
95%以上 100%未満	0	0	1	1
合計	1	0	1	2
平均落札率	67.7%	-	97.4%	82.5%

沼田高校

(単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
60%以上 70%未満	0	1	0	1
95%以上 100%未満	0	1	0	1
合計	0	2	0	2
平均落札率	-	82.7%	-	82.7%

利根実業高校

(単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
50%以上 60%未満	0	0	1	1
80%以上 90%未満	2	0	1	3
90%以上 95%未満	0	0	1	1
95%以上 100%未満	0	2	2	4
合計	2	2	5	9
平均落札率	88.0%	98.1%	86.2%	89.3%

万場高校 (単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
90%以上 95%未満	1	0	0	1
95%以上 100%未満	1	2	2	5
合計	2	2	2	6
平均落札率	93.1%	96.3%	96.6%	95.3%

盲学校 (単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
70%以上 80%未満	1	1	0	2
合計	1	1	0	2
平均落札率	75.3%	70.0%	-	72.6%

榛名養護学校 (単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
50%以上 60%未満	0	0	1	1
70%以上 80%未満	1	0	0	1
80%以上 90%未満	0	1	0	1
95%以上 100%未満	2	1	1	4
合計	3	2	2	7
平均落札率	90.4%	94.2%	76.1%	87.4%

監査対象校合計 (単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
50%未満	0	1	0	1
50%以上 60%未満	0	2	2	4
60%以上 70%未満	2	5	0	7
70%以上 80%未満	2	3	2	7
80%以上 90%未満	3	6	4	13
90%以上 95%未満	3	9	3	15
95%以上 100%未満	5	35	10	50
100%	0	5	0	5
合計	15	66	21	102
平均落札率	86.1%	91.4%	89.7%	90.2%

(2) 教育委員会管理課(県立学校施設グループ)

(条件) 予定価格が3百万円以上の委託及び施設整備関係の契約

委託契約

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
80%未満	4	7	3	14
80%以上 90%未満	0	4	1	5
90%以上 95%未満	1	0	2	3
95%以上 98%未満	0	0	1	1
98%以上 100%未満	0	0	0	0
100%	0	0	0	0
合 計	5	11	7	23
平均落札率	71.8%	73.5%	79.2%	74.9%

高等学校施設整備事業

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
80%未満	0	3	1	4
80%以上 90%未満	18	14	7	39
90%以上 95%未満	11	8	10	29
95%以上 98%未満	12	17	14	43
98%以上 100%未満	17	12	15	44
100%	0	0	0	0
合 計	58	54	47	159
平均落札率	93.4%	92.6%	94.6%	93.5%

学校施設特別維持整備事業

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
80%未満	0	1	0	1
80%以上 90%未満	0	3	4	7
90%以上 95%未満	2	2	1	5
95%以上 98%未満	2	2	4	8
98%以上 100%未満	4	2	3	9
100%	0	0	0	0
合 計	8	10	12	30
平均落札率	96.3%	89.3%	92.8%	92.6%

中等教育学校施設整備事業

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
80%未満	0	1	0	1
80%以上 90%未満	1	1	1	3
90%以上 95%未満	0	0	1	1
95%以上 98%未満	0	0	1	1
98%以上 100%未満	0	0	1	1
100%	0	0	0	0
合計	1	2	4	7
平均落札率	80.9%	78.5%	94.2%	87.8%

特殊学校施設整備事業

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
80%未満	0	0	0	0
80%以上 90%未満	0	1	1	2
90%以上 95%未満	0	0	0	0
95%以上 98%未満	2	3	1	6
98%以上 100%未満	0	2	1	3
100%	0	0	0	0
合計	2	6	3	11
平均落札率	95.9%	96.6%	95.4%	96.2%

全体

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
80%未満	4	12	4	20
80%以上 90%未満	19	23	14	56
90%以上 95%未満	14	10	14	38
95%以上 98%未満	16	22	21	59
98%以上 100%未満	21	16	20	57
100%	0	0	0	0
合計	74	83	73	230
平均落札率	92.2%	89.6%	92.8%	91.5%